

五泉市情報セキュリティポリシー (基本方針抜粋)

平成18年3月9日策定

平成31年2月1日改正

令和4年11月1日改正

令和5年4月1日改正

令和8年1月1日改正

令和8年4月1日改正

【策定主体（共同策定）】 五泉市長・五泉市議会議長

【事務局・編集】 五泉市情報セキュリティ委員会

目次

第1章 情報セキュリティ基本方針	1
1 目的	1
2 定義	1
3 情報セキュリティポリシーの位置付けと職員等の責務	2
4 情報セキュリティ管理	2
5 情報セキュリティポリシーの適用範囲	2
6 情報資産への脅威	2
7 情報セキュリティ対策	3
8 情報セキュリティ対策基準の策定	4
9 情報セキュリティ実施手順（運用マニュアル）の策定	4
10 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	4
11 評価及び見直しの実施	4

第1章 情報セキュリティ基本方針

1 目的

本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、情報セキュリティ対策を組織的に推進することを目的とする。なお、本基本方針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6第1項の規定に基づき、本市の各執行機関等が管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための方針として定めるものである。

2 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(5) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(6) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(7) 基幹系（個人番号利用事務系）

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

(8) 内部情報系（LGWAN 接続系）

財務会計、グループウェア、人事給与等の内部事務に係る情報システム又は LGWAN-ASP 等の LGWAN に接続された情報システム及びそのデータをいう。

(9) インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(10) 通信経路の分割

内部情報系とインターネット接続系の両情報システム間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可することをいう。

(11) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

3 情報セキュリティポリシーの位置付けと職員等の責務

情報セキュリティポリシーは、本市の情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的にまとめたものであり、情報セキュリティ対策の頂点に位置するものである。したがって、幹部職員をはじめとする本市の情報資産に関する業務に携わる全ての職員等及び外部委託事業者は、情報セキュリティの重要性について共通認識を持つとともに、情報資産の利用にあたって情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負うものとする。

本基本方針は、地方自治法等に基づき策定義務が課された「サイバーセキュリティを確保するための方針」を構成する。本市の各執行機関等は、本基本方針に基づき、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順を策定し、必要な措置を講じなければならない。

4 情報セキュリティ管理

本市の情報セキュリティ管理のため、幹部職員が率先して情報セキュリティ対策を推進・管理するための全庁的な組織体制及び緊急時対応体制を確立するものとする。

5 情報セキュリティポリシーの適用範囲

本ポリシーの適用範囲は、本市の全ての情報資産及びこれらを取り扱う以下の執行機関等並びに職員等とする。

- ①市長（地方公営企業の管理者を含む。）
- ②議会
- ③選挙管理委員会
- ④監査委員
- ⑤農業委員会
- ⑥固定資産評価審査委員会

6 情報資産への脅威

情報セキュリティポリシーによる対策を行うにあたり、認識すべき情報資産への脅威は以下のとおりである。

- ① 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等。
- ② 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等。
- ③ 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等。
- ④ 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等。
- ⑤ 電力供給の途絶、通信の途絶等インフラ障害からの波及等。

7 情報セキュリティ対策

上記6の脅威から情報資産を保護するため、以下の対策を講じるものとする。

(1) 情報資産の分類、管理

情報資産を、機密性、完全性及び可用性それぞれの重要度に応じて分類し、それに応じたセキュリティ対策を講じる。

(2) 情報システム全体の強靱性の向上

情報システム全体に対し、「自治体情報システム強靱性向上モデル」に基づき、次の三段階の対策を講じるものとする。

① 基幹系においては、原則として、他のネットワーク領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。

② 内部情報系においては、LGWAN と接続する情報システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。

③ インターネット接続系においては、新潟県と県下市町村のインターネット接続口を集約する新潟県情報セキュリティクラウドを導入し、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 物理的セキュリティ対策

サーバ等、情報システム室等、通信回線等及び職員等のパソコン等の管理について、情報資産への毀損、侵害等から保護するために物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ対策

全ての職員等及び外部委託事業者に情報セキュリティに関する権限や責任を定め、情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底する等、十分な教育及び啓発のため必要な人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ対策

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(7) 外部委託、外部サービス等の利用

外部委託する場合には、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

約款による外部サービスを利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービス

ごとの責任者を定める。

8 情報セキュリティ対策基準の策定

本市の情報資産について、上記7の対策を講じるには遵守すべき行為及び判断等の規準を統一的なレベルで定める必要がある。そのため、情報セキュリティ対策を行う上で必要となる基本的な要件を明記した情報セキュリティ対策基準を策定するものとする。

情報セキュリティ対策基準は、市長がこれを定める。議会及び各委員会等は、市長が定めた情報セキュリティ対策基準を各執行機関等における情報セキュリティ対策基準として採用し、これに従い必要な措置を講じるものとする。

9 情報セキュリティ実施手順（運用マニュアル）の策定

情報セキュリティ対策を確実に実施するために、個々の情報資産に関する対策手順を具体的に定めておく必要があることから、「情報セキュリティ対策基準」に基づき、課等の長（情報セキュリティ責任者）は所掌する情報資産の情報セキュリティ実施手順（運用マニュアル）を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順は、公開することにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれのある情報であることから非公開とする。

10 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、定期的又は必要に応じて監査及び自己点検を実施する。

11 評価及び見直しの実施

情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティを取り巻く状況の変化や監査の結果等を踏まえ、本ポリシーを定期的に見直すものとする。見直しに当たっては、地方自治法第244条の6第3項に基づき総務大臣が示す指針を十分に参照するものとする。